

## 青柳中学校いじめ防止基本方針

### 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### I いじめ基本方針設置 理由

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

〈いじめ防止対策推進法 第13条により〉

### II 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的におこなうため、該当学校の複数の教職員、心理福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

〈いじめ防止対策推進法 第22条により〉

#### 1 基本的な学校の考え方

昨今の生徒たちを取り巻く環境の変化は、生徒たちの健全な育成を図る上で大変危惧される状況にある。携帯電話を媒体としたネットトラブルは、現代の子どもたちの公共のマナーや倫理観までも問われるケースまで発展している。

そこで、本校では、授業改善と良好な人間関係づくりを柱とした取組を研究の柱として推進するとともに、生徒会とも連携を図りながら「みんなが元気に笑顔で通える学校」を目指して取組を進める。

#### 2 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった取組を行う。

- 教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法の規定に違反する。
- 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校はいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をする。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に対し「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- 地域、家庭と一体となって取組を推進するため、いじめの問題への取組の重要性について普及啓発を推進する。また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

#### 3 いじめが「解消している」状態

- (1) いじめの行為が止んだ状態が少なくとも、3ヶ月以上継続していること
- (2) 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないかどうかを、本人及び保護者に対し、面談等で確認していること

※少なくとも上記2点の要件が満たされている必要がある。

#### 4 組 織

- ・管理職
- ・生徒指導主事
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・部活動指導に関わる教員
- ・外部専門家
- ・その他関係者
- ・学校長が必要と判断する者

#### 5 役 割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ いじめへの取組の検証を行う役割  
(取組状況のチェック、計画の見直し、PDCAサイクル)

#### 6 いじめ防止のための取組

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教員が取組む。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・ 日々の授業改善に向けた取組
- ・ 相談体制の整備 SC・SSWの活用 定期的な個人面談の実施
- ・ 良好な人間関係づくりの構築 Q-U あつたかアンケート
- ・ 校内研修の実施
- ・ 生徒会組織を活用したボランティア活動等の推進、専門委員会の取組
- ・ 広報・啓発活動の推進 学校だより 生徒会便り等

#### 7 早期発見・早期対応の在り方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、その発見に努める。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合でも、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有しなくてはならない。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒・東日本大震災により被災した児童生徒又は、原子力発電所事故により避難している児童生徒等について教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応をする。

- ・ Q-U 分析結果の活用 及び あつたかアンケートの活用・分析
- ・ 定期的な個人面談の実施
- ・ 教職員のふれあい巡回の実施